

つくばみらい市男女共同参画推進条例(案)に対する意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成21年12月21日(月)～平成22年1月20日(水)		
意見提出者数	2人	意見件数	4件

No.	項目	ご意見の内容	件数	市の考え方
1	第6条(事業者の責務)	常総市、取手市の条例と比べると3項にわたっての記述で丁寧であるが、つくば市は第6条に「セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない」「積極的改善措置を講じるよう努めなくてはならない」としています。つくば市同様の条例明記を求めます。	1	<p>条例案のとおりといたします。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントについては、本条例第7条に明記したとおり、誰もが、職場、地域社会など、あらゆる場において行ってはならないものです。職場だけでなく、社会全体の基本的な禁止事項として独立して明記したことにより、全体を包括し、かつ、その重要性を認識することができますと考えます。</p> <p>積極的改善措置については、それぞれの事業者が職場における個々の事情を踏まえながら、基本理念にのっとり自ら行動していただけることを期待するものとしています。</p> <p>市としましては、事業者が就業環境をよりよく整備していただけるよう、男女共同参画推進の視点から協力・支援してまいります。</p> <p>※参考:職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な就業環境の整備などについては、「男女雇用機会均等法」において事業主の義務とされています。</p> <p>【男女雇用機会均等法(抜粋)】</p> <p>第11条(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)</p> <p>事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>
2		常総市の推進条例には、(相談等の申出)という項があり、第13条に「相談窓口を設置する」としています。当市条例案でも当然相談を受けることを前提にしていると考えますが、「相談窓口を設置する」と明記させ、恒常的な窓口設置を条例で義務付けることが必要だと考えます。	1	<p>条例案のとおりといたします。</p> <p>ご意見にあるように、市民等からの苦情や相談の申出を受けることを大前提としています。よって、「相談窓口を設置する」とあえて明記するまでもなく、市は、恒常的に苦情等の申出を受けるものとし、現行どおりで問題ないと考えます。</p>
3	第18条(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)	常総市は第14条「適切な措置を講じなければならない」、つくば市は第20条「当該調査に協力するよう努めなくてはならない」とし、「必要な事項は規則で定める」と詳細な苦情処理規則を定めその中に苦情処理委員会を置くこと等明記しています。当市条例でも苦情処理により強制力を持たせ、更に、実効ある対応が出来るように規則を作ることを明記すべきと考えます。	1	<p>条例案のとおりといたします。</p> <p>本市では、条例案第22条の規定を受け、本条例全体を円滑に運用する規則を定めるよう進めております。ご意見いただいた苦情相談等の対応につきましても、この規則に含めまして適切に対処してまいりたいと考えております。</p>
4		「市長は」ということで、苦情等の申出に対して強力な姿勢を示したことは読み取れますが、当事者にしてみれば「敷居が高い」？感があるので、もっと気軽に、かつ、確実に相談できる「窓口」の設置を求めます。(相談に応じてもらえる)	1	<p>条例において、「市長」とは、市の執行機関における市長部局(教育委員会等を除いたもの)の代表者を指します。</p> <p>18条において、「市長に対して申し出ることができる」とあるのは、市長個人が苦情等の相談をお受けするのではなく、担当窓口を設けてお受けすることを意味します。</p> <p>ご意見のとおり、気軽に相談できる体制を整えてまいります。</p>